

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月14日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	小諸市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.komoro.lg.jp/soshikikarasagasu/somubu/kikakuka/1/6/2/index.html

執行機関名 小諸市長

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小諸市医療費特別給付金条例(平成15年3月27日小諸市条例第8号)の規定による医療費の助成の事務であって規則で定めるもの(子ども)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小諸市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 小諸市医療費特別給付金条例(平成15年小諸市条例第8号)の規定による医療費の助成の事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	小諸市医療費特別給付金条例(平成15年小諸市条例第8号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	すべての 児童 は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の 健やかな 成長及び発達並びにその自立が図られることその他の 福祉 を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、 乳幼児、児童 、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子が療養の給付又は療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けたときに福祉医療費給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、早期適切な受療と医療費の負担軽減を図り、もって 福祉の増進 を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		小諸市医療費特別給付金条例(平成15年小諸市条例第8号) 小諸市医療費特別給付金条例施行規則(昭和48年4月2日小諸市規則第10号)